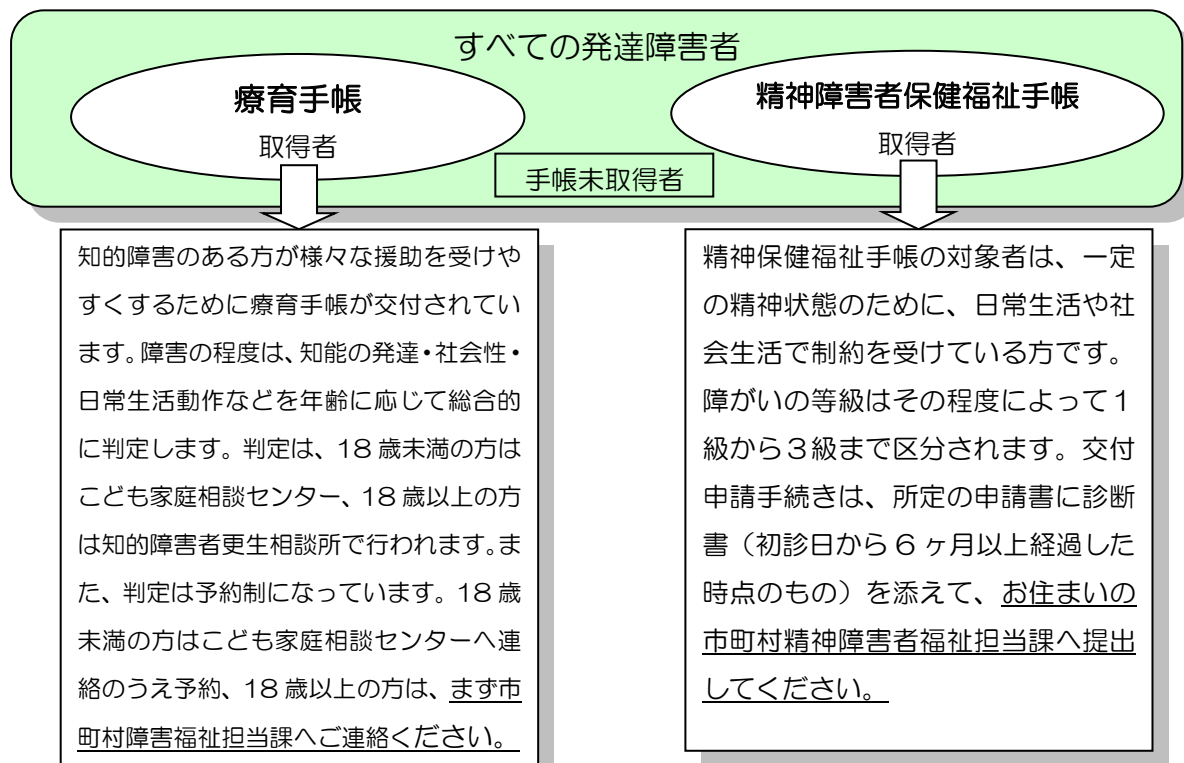


(障害者)手帳について

「発達障害」独自の手帳はありませんが、申請することができる手帳は以下の2種類があります。手帳が必要かどうか、またどちらの手帳を申請するのも含め、お住まいの市町村福祉担当課か、現在あなたに関わっている支援者にご相談ください。



◎ (障害者) 手帳を取得すれば・・・(受けることのできる支援の一例)

生活面について

公共交通機関（バスや鉄道）の割引や税金の減額などを受けることができます。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

就職活動について

障害者雇用での就職という方法があります。詳しくは、7ページへ。
※手帳未取得者でも8ページのような就職活動の支援を受けることができます。

◎ まずはお住まいの市町村へご連絡ください（11ページで紹介）その他連絡先はこちら

療育手帳		
18歳未満の方はこども家庭相談センターへ		
中央こども家庭相談センター	奈良市紀寺町 833 （大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、山辺郡（山添村）、生駒郡、磯城郡、宇陀郡）	0742-26-3788
高田こども家庭相談センター	大和高田市大中 17-6 （奈良市および上記以外の市町村）	0745-22-6079
奈良市子どもセンター	奈良市柏木町 263 番地の 2 （奈良市のみ）	0742-93-6595
18歳以上は知的障害者更生相談所へ		
知的障害者更生相談所	磯城郡田原本町多 722 （県総合リハビリテーションセンター内）	0744-32-0210
精神障害者保健福祉手帳		
精神保健福祉センター	桜井市栗殿 1000	0744-47-2251